

障害者自立支援法施行令

平成18・1・25・政令 10号 =
 改正平成18・3・31・政令 154号 - -
 改正平成18・3・31・政令 154号 - -
 改正平成18・8・30・政令 286号 - -
 改正平成18・9・26・政令 319号 =
 改正平成19・4・1・政令 156号 - - (施行 = 平19年 4月 1日)
 改正平成19・6・27・政令 191号 - - (施行 = 平19年 7月 1日)
 改正平成19・8・3・政令 235号 - - (施行 = 平19年10月 1日)
 改正平成20・3・31・政令 116号 - - (施行 = 平20年 4月 1日)

内閣は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項、第7条、第8条第1項、第16条第1項及び第18条（これらの規定を同法第26条第3項において準用する場合を含む。）、第21条第1項（同法第24条第5項において準用する場合を含む。）、第24条第3項及び第5項、第25条第1項第4号、第27条、第29条第4項、第30条第1項第3号、第33条第1項及び第2項、第36条第3項第5号（同法第37条第2項、第41条第4項及び第59条第3項において準用する場合を含む。）及び第6号（同法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）、第37条第2項、第41条第4項、第50条第1項第9号（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第2項、第53条第2項、第54条第1項、第56条第3項、第57条第1項第4号、第58条第3項第1号、第59条第1項及び第3項、第60条第2項、第68条第2項、第73条第3項、第75条、第94条第1項、第95条第1項、第98条第2項、第103条第2項、第104条、第106条並びに附則第5条第2項、第9条、第29条第1項、第37条第1項、第55条第1項及び第122条の規定に基づき、この政令を制定する。

第1章 総 則

（自立支援医療の種類）

第1条 障害者自立支援法（以下「法」という。）第5条第18項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。

- 一 障害児（身体に障害のある者に限る。）の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療（以下「育成医療」という。）
- 二 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（第41条において「更生医療」という。）
- 三 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（附則第3条において「精神障害者」という。）に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療（以下「精神通院医療」という。）

第2章 自立支援給付第

第1節 通 則

（法第7条の政令で定める給付等）

第2条 法第7条の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費	受けることができる給付
船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費	
労働基準法（昭和22年法律第49号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償	
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養補償給付及び療養給付	
船員法（昭和22年法律第100号）の規定による療養補償	
災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定による療養扶助金に限る。）	
消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の規定による療養補償に限る。）	
消防法（昭和23年法律第186号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	
水防法（昭和24年法律第193号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	
国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による療養補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）の規定による療養給付	
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）の規定による療養給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の規定による療養補償	

証人等の被害についての給付に関する法律（昭和33年法律第109号）の規定による療養給付	受けることができる給付 （介護に要する費用を支出して介護を受けた部分に限る。）
国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費	
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費	
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費	
地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による療養補償	
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費及び高額医療費	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療の給付及び一般疾病医療費	
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付、予防給付及び市町村特別給付	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	
船員保険法の規定による介護料	
労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付	
消防組織法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	
消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	
水防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	
国家公務員災害補償法の規定による介護補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定による介護補償	
証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護給付	
災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）	
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号）附則第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第7条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）第8条の規定による介護料	
地方公務員災害補償法の規定による介護補償	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）	

（法第8条第1項の政令で定める医療）

第3条 法第8条第1項の政令で定める医療は、育成医療及び精神通院医療とする。

第2節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第1款 市町村審査会

（市町村審査会の委員の定数の基準）

第4条 法第16条第1項に規定する市町村審査会（以下「市町村審査会」という。）の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、市町村審査会の障害程度区分の審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が必要と認める数の第8条第1項に規定する合議体を市町村審査会に設置することができる数であることとする。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第6条 市町村審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市町村審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市町村審査会は、会長が招集する。

2 市町村審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 市町村審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第8条 市町村審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体 (以下この条において「合議体」という。) で、審査判定業務 (法第26条第2項に規定する審査判定業務をいう。) を取り扱う。

2 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

3 合議体を構成する委員の定数は、5人を標準として市町村が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 市町村審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって市町村審査会の議決とする。

(都道府県審査会に関する準用)

第9条 第4条から前条までの規定は、法第26条第2項に規定する都道府県審査会について準用する。この場合において、第4条中「各市町村 (特別区を含む。以下同じ。) 」とあるのは「各都道府県」と、前条第3項中「市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

第2款 支給決定等

(障害程度区分の認定手続)

第10条 市町村は、介護給付費及び特例介護給付費の支給決定 (法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。) を受けようとする障害者から法第20条第1項の申請があったときは、同条第2項の調査 (同条第6項の規定により嘱託された場合にあっては、当該嘱託に係る調査を含む。) の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害程度区分に関し審査及び判定を求めるものとする。

2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害程度区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。

3 市町村は、前項の規定により通知された市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない。

(支給決定の変更の決定に関する読替え)

第11条 法第24条第3項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第20条第2項	前項の申請があったときは、次条第1項及び第22条第1項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	第24条第2項の支給決定の変更の決定 (同条第4項の障害程度区分の変更の認定を含む。) のために必要があると認めるときは
	当該申請	当該決定
第22条第5項	交付し	返還し

(障害程度区分の変更の認定に関する読替え)

第12条 法第24条第5項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第21条第1項	前条第1項の申請があった	第24条第2項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める
	当該申請	当該決定

(準用)

第13条 第10条の規定は、法第24条第4項の障害程度区分の変更の認定について準用する。この場合において、第10条第1項中「受けようとする障害者から法第20条第1項の申請があった」とあるのは「受けた障害者につき、法第24条第2項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める」と、「同条第2項の調査」とあるのは「同条第3項において準用する法第20条第2項の調査」と、「同条第6項」とあるのは「法第24条第3項において準用する法第20条第6項」と読み替えるものとする。

(支給決定を取り消す場合)

第14条 法第25条第1項第4号の政令で定めるときは、支給決定障害者等 (法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。) が法第20条第1項の規定又は第24条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(申請内容の変更の届出)

第15条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間 (法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。次条において同じ。) 内において、当該支給決定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給決定障害者等に対し支給決定を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第16条 市町村は、受給者証 (法第22条第5項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。) を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

第3款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第17条 法第29条第4項に規定する当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額 (附則第11条において「負担上限月額」という。) は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第4号までに掲げる者以外の者 37,200円
 - 二 市町村民税世帯非課税者（支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。第29条第1項及び第43条の2第2項並びに附則第11条第2項、第12条及び第13条第2項を除き、以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等をいう。次号において同じ。）又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等（次号及び第4号に掲げる者を除く。） 24,600円
 - 三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定障害福祉サービス等のあった月の属する年の前年（指定障害福祉サービス等のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）、当該指定障害福祉サービス等のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）及び当該指定障害福祉サービス等のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が800,000円以下である者又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 15,000円
 - 四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が、指定障害福祉サービス等のあった月において、被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）又は要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零
 - 2 法第29条第4項に規定する100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において政令で定める額は、支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に係る同条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額の合計額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を同条に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額から前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。
 - 3 支給決定障害者等（障害児の保護者を除く。以下この項において同じ。）が、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（当該支給決定障害者等の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第23条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。以下同じ。）に該当しないときは、第1項第2号及び第3号の規定の適用（同項第2号及び第3号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者のみであるものとすることができる。（法第30条第1項第3号の政令で定めるとき）
- 第18条** 法第30条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、支給決定障害者等が、法第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービスを受けたときとする。

第4款 高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

（高額障害福祉サービス費の対象となるサービス及び介護給付費等）

- 第19条** 法第33条第1項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）とし、法第33条第1項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第51条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第61条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）（次条において「居宅サービス等」と総称する。）とする。
- 2 法第33条第1項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第19条第1項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）とし、法第33条第1項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第51条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費並びに同法第61条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費並びに同法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費（次条において「介護サービス費等」と総称する。）とする。
- （高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等）
- 第20条** 高額障害福祉サービス費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額（以下「支給決定障害者等利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。附則第11条第5項第2号において同じ。）を乗じて得た額とする。
- 一 同一の世帯に属する支給決定障害者等（支給決定障害者等及びその配偶者である支給決定障害者等が第17条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの者とする。次号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第29条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに法第30条第2項の規定により市町村が定める特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額の合計額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額

- 二 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害児の保護者を除く。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に90分の100（介護保険法第50条又は第60条の規定が適用される場合にあっては、100分の100をこれらの規定に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額
- 三 同一の世帯に属する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者（支給決定障害者等及びその配偶者である当該施設給付決定保護者が第17条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの者とする。附則第11条第5項において同じ。）が同一の月に受けた同法第24条の2第1項に規定する指定施設支援に係る同条第2項の規定により算定された障害児施設給付費の合計額に90分の100（同法第24条の5の規定が適用される場合にあっては、100分の100を同条に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において都道府県が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該指定施設支援につき支給された当該障害児施設給付費の合計額を控除して得た額
- 2 支給決定障害者等が、次条第2号から第4号までに掲げる者であって、前項第2号に掲げる額が同条第2号から第4号までに定める額を超えるときは、同項第2号に掲げる額は同条第2号から第4号までに定める額とする。この場合において、支給決定障害者等利用者負担合算額の合算の対象とする同項第2号に掲げる額は、同条第2号から第4号までに定める額に厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。
- 3 同一の世帯に属する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者（支給決定障害者等及びその配偶者である当該施設給付決定保護者が第17条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの者とする。附則第11条第5項において同じ。）が同一の月に受けた同法第24条の2第1項に規定する指定施設支援に係る同条第2項の規定により算定された障害児施設給付費の合計額に90分の100（同法第24条の5の規定が適用される場合にあっては、100分の100を同条に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において都道府県が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該指定施設支援につき支給された当該障害児施設給付費の合計額を控除して得た額
- 2 支給決定障害者等が、次条第2号から第4号までに掲げる者であって、前項第2号に掲げる額が同条第2号から第4号までに定める額を超えるときは、同項第2号に掲げる額は同条第2号から第4号までに定める額とする。この場合において、支給決定障害者等利用者負担合算額の合算の対象とする同項第2号に掲げる額は、同条第2号から第4号までに定める額に厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。
- 3 支給決定障害者等が、第17条第1項第3号に掲げる者であって、当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る支給決定障害者等利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額が、第1項の規定により当該支給決定障害者等に対して支給されるべき高額障害福祉サービス費の額を超えるときは、当該支給決定障害者等に支給される高額障害福祉サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額とする。
- 4 高額障害福祉サービス費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- （高額障害福祉サービス費算定基準額）

第21条 前条第1項の高額障害福祉サービス費算定基準額（附則第11条において「高額障害福祉サービス費算定基準額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第17条第1項第1号に掲げる者 37,200円
- 二 第17条第1項第2号及び第3号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 24,600円
- 三 第17条第1項第3号に掲げる者であって、その属する世帯に係る利用者負担世帯合算額が24,600円未満であるもののうち、支給決定障害者等利用者負担合算額が15,000円以上であるもの 15,000円
- 四 第17条第1項第4号に掲げる者 零

（特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス）

第21条の2 法第34条第1項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、法第5条第11項に規定する施設入所支援とする。

（特定障害者特別給付費の支給）

第21条の3 特定障害者特別給付費は、指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者（同項に規定する特定障害者をいう。第3項において同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、特定障害者が指定障害者支援施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第6項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障害者にあっては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定障害者特別給付費を支給しない。

（特定障害者特別給付費の支給に関する読替え）

第21条の4 法第34条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第29条第2項	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	特定入所サービス（第34条第1項に規定する特定入所サービスをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする特定障害者（同項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。）
	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）

	当該指定障害福祉サービス等	当該特定入所サービス
第29条第5項	支給決定障害者等	特定障害者
	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等
	指定障害福祉サービス等を	特定入所サービスを
	当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）	特定入所費用（第34条第1項に規定する特定入所費用をいう。）
第29条第6項	前項	第34条第2項において準用する前項
	支給決定障害者等	特定障害者
第29条第7項	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等
	第3項の厚生労働大臣が定める基準及び第43条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第44条第2項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）	障害者自立支援法施行令第21条の3第1項及び第3項の定め
第29条第8項	前項	第34条第2項において準用する前項

（特例特定障害者特別給付費の支給）

第21条の5 第21条の3の規定は、特例特定障害者特別給付費について準用する。この場合において、同条第3項中「に対し」とあるのは「又は基準該当施設（法第30条第1項第2号ロに規定する基準該当施設をいう。）に対し」と、「食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第6項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障害者にあつては、食費等の負担限度額）」とあるのは「食費等の基準費用額」と読み替えるものとする。

第5款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者

（法第36条第3項第5号の政令で定める法律）

第22条 指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）又は指定相談支援事業者（法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）に係る法第36条第3項第5号（法第37条第2項、第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）、第40条（法第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 身体障害者福祉法
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 四 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 五 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 七 介護保険法
- 八 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）

2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第36条第3項第5号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 医師法（昭和23年法律第201号）
- 二 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- 三 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
- 四 医療法（昭和23年法律第205号）
- 五 薬事法（昭和35年法律第145号）
- 六 薬剤師法（昭和35年法律第146号）

（指定障害福祉サービス事業者に係る法第36条第3項第6号の政令で定める使用人）

第23条 法第36条第3項第6号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、サービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。）を管理する者とする。（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請に関する読替え）

第24条 法第37条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第3項	第1項の申請	第37条第1項の指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。）に係る第29条第1項の指定の変更の申請
第36条第3項第9号	指定の申請	指定の変更の申請

（指定障害者支援施設の指定の申請に関する読替え）

第24条の2 法第38条第3項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第3項	第1項の申請	第38条第1項の指定障害者支援施設に係る第29条第1項の指定の申請

	第10号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第2号から第11号まで）	第10号
第36条第3項第2号	サービス事業所	障害者支援施設
	第43条第1項	第44条第1項
第36条第3項第3号	第43条第2項	第44条第2項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	障害者支援施設
第36条第3項第6号	サービス事業所	障害者支援施設
第36条第3項第10号	第4号から前号まで	第5号から第7号まで及び前号

（指定障害者支援施設に係る法第36条第3項第6号の政令で定める使用人）

第24条の3 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第6号の政令で定める使用人は、障害者支援施設を管理する者とする。

（指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読替え）

第24条の4 法第39条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第38条第2項	前項	第39条第1項の指定障害者支援施設に係る第29条第1項の指定の変更
第38条第3項において準用する第36条第3項	第1項の申請	第39条第1項の指定障害者支援施設に係る第29条第1項の指定の変更の申請
	第10号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第2号から第11号まで）	第10号
第38条第3項において準用する第36条第3項第2号	サービス事業所	障害者支援施設
	第43条第1項	第44条第1項
第38条第3項において準用する第36条第3項第3号	第43条第2項	第44条第2項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	障害者支援施設
第38条第3項において準用する第36条第3項第6号	サービス事業所	障害者支援施設
第38条第3項において準用する第36条第3項第9号	指定の申請	指定の変更の申請
第38条第3項において準用する第36条第3項第10号	第4号から前号まで	第5号から第7号まで及び前号

（指定相談支援事業者の指定の申請に関する読替え）

第24条の5 法第40条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第1項	障害福祉サービス事業を行う者	相談支援事業を行う者
	障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）	相談支援事業所（第45条第1項に規定する相談支援事業所をいう。以下この条において同じ。）
第36条第2項	就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第1項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る前項	前項
	当該特定障害福祉サービス	相談支援
第36条第3項	第10号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第2号から第11号まで）	第10号
第36条第3項第2号	サービス事業所	相談支援事業所
	第43条第1項	第45条第1項
第36条第3項第3号	第43条第2項	第45条第2項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定相談支援の事業の運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	相談支援事業
第36条第3項第6号	サービス事業所	相談支援事業所
第36条第3項第9号	障害福祉サービス	相談支援
第36条第3項第10号	第4号から前号まで	第5号から第7号まで及び前号
第36条第4項	特定障害福祉サービス	相談支援
	サービス事業所	相談支援事業所
	指定障害福祉サービス	指定相談支援

（指定相談支援事業者に係る法第36条第3項第6号の政令で定める使用人）

第24条の6 法第40条（法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第6号の政令で定める使用人は、相談支援事業所（法第45条第1項に規定する相談支援事業所をいう。）を管理する者とする。

(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の更新に関する読替え)

第25条 指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に関する法第41条第4項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第1項	障害福祉サービス事業を行う者	指定障害福祉サービス事業者
第36条第3項第9号	指定の申請	指定の更新の申請

2 指定障害者支援施設の指定の更新に関する法第41条第4項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第38条第1項	、障害者支援施設 当該障害者支援施設	、指定障害者支援施設 当該指定障害者支援施設
第38条第3項において準用する第36条第3項	第1項の申請 第10号(療養介護に係る指定の申請にあつては、第2号から第11号まで)	第41条第1項の指定障害者支援施設に係る第29条第1項の指定の更新の申請 第10号
第38条第3項において準用する第36条第3項第2号	サービス事業所 第43条第1項	障害者支援施設 第44条第1項
第38条第3項において準用する第36条第3項第3号	第43条第2項 指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準 障害福祉サービス事業	第44条第2項 指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準 障害者支援施設
第38条第3項において準用する第36条第3項第6号	サービス事業所	障害者支援施設
第38条第3項において準用する第36条第3項第9号	指定の申請	指定の更新の申請
第38条第3項において準用する第36条第3項第10号	第4号から前号まで	第5号から第7号まで及び前号

3 指定相談支援事業者の指定の更新に関する法第41条第4項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第40条において準用する第36条第1項	障害福祉サービス事業を行う者 障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所(以下この款において「サービス事業所」という。)	指定相談支援事業者 相談支援事業所(第45条第1項に規定する相談支援事業所をいう。以下この条において同じ。)
第40条において準用する第36条第2項	就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス(以下この条及び次条第1項において「特定障害福祉サービス」という。)に係る前項 当該特定障害福祉サービス	前項 相談支援
第40条において準用する第36条第3項	第10号(療養介護に係る指定の申請にあつては、第2号から第11号まで)	第10号
第40条において準用する第36条第3項第2号	サービス事業所 第43条第1項	相談支援事業所 第45条第1項
第40条において準用する第36条第3項第3号	第43条第2項 指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準 障害福祉サービス事業	第45条第2項 指定相談支援の事業の運営に関する基準 相談支援事業
第40条において準用する第36条第3項第6号	サービス事業所	相談支援事業所
第40条において準用する第36条第3項第9号	指定の申請 障害福祉サービス	指定の更新の申請 相談支援
第40条において準用する第36条第3項第10号	第4号から前号まで	第5号から第7号まで及び前号
第40条において準用する第36条第4項	特定障害福祉サービス サービス事業所 指定障害福祉サービス	相談支援 相談支援事業所 指定相談支援

(指定障害者支援施設等の報告等に関する読替え)

第25条の2 法第48条第3項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第48条第1項	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等の設置者
第48条第2項	前項	次項において準用する前項

(指定相談支援事業者の報告等に関する読替え)

第25条の3 法第48条第4項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第48条第1項	サービス事業所	相談支援事業所
第48条第2項	前項	第4項において準用する前項

(法第50条第1項第9号の政令で定める法律)

第26条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者に係る法第50条第1項第9号(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 身体障害者福祉法
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 四 社会福祉法
- 五 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)
- 六 老人福祉法
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法
- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉士法
- 十 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)

2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第50条第1項第9号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 薬事法
- 七 薬剤師法

(指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読替え)

第26条の2 法第50条第3項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第50条第1項第1号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
	第36条第3項第4号、第5号、第10号又は第11号	第38条第3項において準用する第36条第3項第5号又は第10号
第50条第1項第2号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
第50条第1項第3号	サービス事業所	障害者支援施設
	第43条第1項	第44条第1項
第50条第1項第4号	第43条第2項	第44条第2項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
	指定障害福祉サービスの事業	指定障害者支援施設
第50条第1項第5号	若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費	又は訓練等給付費
第50条第1項第6号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
	第48条第1項	第48条第3項において準用する同条第1項
第50条第1項第7号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
	サービス事業所	障害者支援施設
	第48条第1項	第48条第3項において準用する同条第1項
第50条第1項第8号から第11号まで	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
第50条第2項	サービス事業所	障害者支援施設

(指定相談支援事業者の指定の取消し等に関する読替え)

第26条の3 法第50条第4項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第50条第1項	第29条第1項	第32条第1項
第50条第1項第1号	第36条第3項第4号、第5号、第10号又は第11号	第40条において準用する第36条第3項第5号又は第10号
第50条第1項第3号	サービス事業所	相談支援事業所
	第43条第1項	第45条第1項
第50条第1項第4号	第43条第2項	第45条第2項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定相談支援の事業の運営に関する基準
	指定障害福祉サービス	指定相談支援
第50条第1項第5号	介護給付費若しくは訓練等給付費又は療	サービス利用計画作成費

	養介護医療費	
第50条第1項第6号	第48条第1項	第48条第4項において準用する同条第1項
第50条第1項第7号	サービス事業所	相談支援事業所
	第48条第1項	第48条第4項において準用する同条第1項
第50条第1項第8号	第29条第1項	第32条第1項
第50条第1項第10号及び第11号	障害福祉サービス	相談支援
第50条第2項	サービス事業所	相談支援事業所

第3節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

(支給認定に関する読替え)

第27条 法第52条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条第2項	市町村	市町村等

(市町村を経由して行う支給認定の申請)

第28条 法第53条第1項の申請のうち精神通院医療に係るものについては、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(支給認定に係る政令で定める基準)

第29条 法第54条第1項の政令で定める基準は、支給認定(法第52条第1項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療(法第58条第1項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとする。第43条の2第2項並びに附則第11条第2項、第12条及び第13条第2項において同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が235,000円未満であることとする。

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員(当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族及び被扶養者に該当しないときは、前項及び第35条第1項第2号から第4号までの規定の適用(同項第3号及び第4号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。

(医療受給者証の交付)

第30条 精神通院医療に係る法第54条第3項の医療受給者証(同項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)の交付は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(支給認定の変更の認定に関する読替え)

第31条 法第56条第3項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条第2項	市町村	市町村等

(申請内容の変更の届出)

第32条 支給認定障害者等(法第54条第3項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。)は、支給認定の有効期間(法第55条に規定する支給認定の有効期間をいう。次条において同じ。)内において、当該支給認定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給認定障害者等に対し支給認定を行った市町村等(法第8条第1項に規定する市町村等をいう。以下同じ。)に当該事項を届け出なければならない。

2 精神通院医療に係る前項の届出は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(医療受給者証の再交付)

第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。

2 精神通院医療に係る前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(支給認定を取り消す場合)

第34条 法第57条第1項第4号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに法第9条第1項の規定による命令に応じないとき。

二 支給認定障害者等が法第53条第1項の規定又は第56条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

第35条 法第58条第3項第1号ただし書の当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額(附則第13条において「負担上限月額」という。)は、法第54条第1項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(以下「高額治療継続者」という。)である場合における当該支給認定障害者等(次号から第5号までに掲げる者を除く。) 10,000円

二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であって、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が33,000円未満である場合における当該支給認定障害者等(次号から第5号までに掲げる者を除く。) 5,000円

三 市町村民税世帯非課税者（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第5号に掲げる者を除く。） 5,000 円

四 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が800,000円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 2,500 円

五 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 零

2 法第58条第3項第1号ただし書の健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額は、支給認定に係る障害者等が同一の月に受けた指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額から前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除して得た額とする。

（病院又は診療所に準ずる医療機関）

第36条 法第59条第1項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（指定自立支援医療機関の指定に関する読替え）

第37条 法第59条第3項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第3項各号列記以外の部分	第1項	第59条第1項
	第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号又は第10号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第2号から第11号まで）	第4号から第11号まで
第36条第3項第6号	第50条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	第68条第1項
	サービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人	医療機関の管理者
第36条第3項第7号	第50条第1項	第68条第1項
	第46条第1項の規定による事業の廃止の届出	障害者自立支援法施行令第40条の規定による指定の辞退の申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	当該届出	当該申出
第36条第3項第8号	第46条第1項の規定による事業の廃止の届出	障害者自立支援法施行令第40条の規定による指定の辞退の申出
	当該届出	当該申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	障害福祉サービス	自立支援医療

（法第59条第3項において準用する法第36条第3項第5号の政令で定める法律）

第38条 法第59条第3項において準用する法第36条第3項第5号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 身体障害者福祉法
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 八 薬事法
- 九 薬剤師法
- 十 介護保険法

（指定自立支援医療機関の指定の更新に関する読替え）

第39条 法第60条第2項の規定により健康保険法第68条第2項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第65条第2項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第60条第1項」と、「同条第1項」とあるのは「同法第59条第1項」と読み替えるものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出)

第40条 法第65条の規定により指定を辞退しようとする指定自立支援医療機関の開設者は、その旨を、当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

(指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止に関する読替え)

第41条 法第68条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第50条第1項第8号	第29条第1項	第54条第2項
第50条第1項第9号	前各号	前号
第50条第1項第10号	前各号	前2号
	障害福祉サービスに	自立支援医療に
第50条第1項第11号及び第12号	障害福祉サービスに	自立支援医療に
第50条第2項	市町村	更生医療に係る自立支援医療費を支給する市町村
	指定障害福祉サービスを サービス事業所	指定自立支援医療を 医療機関

(法第68条第2項において準用する法第50条第1項第9号の政令で定める法律)

第42条 法第68条第2項において準用する法第50条第1項第9号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法
- 三 医師法
- 四 歯科医師法
- 五 保健師助産師看護師法
- 六 医療法
- 七 身体障害者福祉法
- 八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 九 知的障害者福祉法
- 十 薬事法
- 十一 薬剤師法
- 十二 介護保険法
- 十三 発達障害者支援法

(療養介護医療費の支給に関する読替え)

第42条の2 法第70条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第58条第3項	(当該指定自立支援医療	(当該指定療養介護医療 (指定障害福祉サービス事業者から受けた当該指定に係る療養介護医療をいう。以下この条において同じ。)
第58条第3項第1号	指定自立支援医療	指定療養介護医療
	支給認定障害者等が	支給決定障害者 (第70条第1項に規定する介護給付費 (療養介護に係るものに限る。) に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。) が
	支給認定障害者等の家計に与える影響、 障害の状態	支給決定障害者の家計に与える影響
第58条第3項第2号及び第3号	指定自立支援医療	指定療養介護医療
	支給認定障害者等	支給決定障害者
第58条第4項	前項	第70条第2項において準用する前項
	自立支援医療	療養介護医療
第58条第5項	支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療	支給決定障害者が指定障害福祉サービス事業者から指定療養介護医療
	市町村等	市町村
	支給認定障害者等	支給決定障害者
	当該指定自立支援医療機関	当該指定障害福祉サービス事業者
	当該指定自立支援医療に	当該指定療養介護医療に
第58条第6項	前項	第70条第2項において準用する前項
	支給認定障害者等	支給決定障害者

(基準該当療養介護医療費の支給に関する読替え)

第42条の3 法第71条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第58条第3項	(当該指定自立支援医療	(当該基準該当療養介護医療 (第71条第1項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下この条において同じ。)
第58条第3項第1号	指定自立支援医療	基準該当療養介護医療
	支給認定障害者等が	支給決定障害者 (第71条第1項に規定す

		る特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）が
	支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態	支給決定障害者の家計に与える影響
第58条第3項第2号及び第3号	指定自立支援医療 支給認定障害者等	基準該当療養介護医療 支給決定障害者
第58条第4項	前項 自立支援医療	第71条第2項において準用する前項 基準該当療養介護医療

（指定療養介護医療等に係る負担上限月額）

第42条の4 法第70条第2項又は第71条第2項において準用する法第58条第3項第1号ただし書の当該支給決定障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項及び附則第13条の2において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者に相当する支給決定障害者（法第70条第2項又は第71条第2項において準用する法第58条第3項第1号に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第13条の2において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第17条第1項第1号に掲げる者 40,200円
- 二 第17条第1項第2号に掲げる者 24,600円
- 三 第17条第1項第3号に掲げる者 15,000円
- 四 第17条第1項第4号に掲げる者 零

2 次に掲げる額の合計額が家計における1人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給決定障害者（20歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）の指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療（次項において「指定療養介護医療」という。）又は基準該当事業所（法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所をいう。）若しくは基準該当施設（同号ロに規定する基準該当施設をいう。）から受けた基準該当療養介護医療（法第71条第1項に規定する基準該当療養介護医療をいう。次項において同じ。）をいう。以下同じ。）に係る負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号中「40,200円」とあるのは「零以上40,200円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第2号中「24,600円」とあるのは「零以上24,600円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第3号中「15,000円」とあるのは「零以上15,000円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

- 一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により市町村が定める特例介護給付費の額の合計額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た額）を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額（第17条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）
- 二 支給決定障害者が同一の月に受けた法第70条第2項又は第71条第2項において準用する法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の100分の10に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）並びに支給決定障害者が同一の月に受けた指定療養介護医療等に係る健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額の合計額
- 三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

3 法第70条第2項又は第71条第2項において準用する法第58条第3項第1号ただし書の健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額は、支給決定障害者が同一の月に受けた指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額及び基準該当療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額を合計して得た額から第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（前項の規定が適用される場合にあっては、同項に定める額）を控除して得た額にそれぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

（医療に関する審査機関）

第43条 法第73条第3項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第179条に規定する介護給付費審査委員会とする。

第4節 補装具費の支給

（補装具費の支給に係る政令で定める者等）

第43条の2 法第76条第1項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員とする。

2 法第76条第1項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円であることとする。

3 法第76条第1項の申請に係る障害者が、その属する世帯の他の世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族及び被扶養者に該当しないときは、前2項並びに次条第2号及び第3号の規定の適用（同条第2号及び第3号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、当該障害者の属する世帯の他の世帯員を、当該障害者の属する世帯の他の世帯員である当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。

（補装具費に係る負担上限月額）

第43条の3 法第76条第2項ただし書に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第4号までに掲げる者以外の者 37,200円
- 二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。））である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。次号において同じ。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等（次号に掲げる者を除く。） 24,600円
- 三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、補装具の購入若しくは修理のあった月の属する年の前年（補装具の購入又は修理のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、補装具の購入若しくは修理のあった月の属する年の前年の合計所得金額及び当該補装具の購入若しくは修理のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等（次号に掲げる者を除く。） 15,000円
- 四 補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が、補装具の購入又は修理のあった月において、被保護者又は要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

第3章 障害者支援施設

第43条の4 市町村は、その設置した障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 市町村民長（特別区の区長を含む。）は、当該市町村において、その設置した障害者支援施設の名称若しくは所在地を変更し、又は当該施設の建物、設備若しくは事業内容に重大な変更を加えたときは、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

第4章 費用

（障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）

第44条 都道府県は、法第94条第1項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額（同項第1号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。）の100分の25を負担する。

- 2 国は、法第95条第1項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額の100分の50を負担する。
- 3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その弁済する次の各号に掲げる障害福祉サービス費等（法第92条第1号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。
 - 一 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額
 - 二 介護給付費等（前号に掲げるものを除く。）、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費 当該介護給付費等、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
 - 三 サービス利用計画作成費 障害福祉サービスを受けた障害者等（施設入所支援を受けた者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）の人数を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額又は当該サービス利用計画作成費の支給に要した費用（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

（自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担）

第45条 法第94条第1項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する同項第2号の額は、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費（次項において「自立支援医療費等」という。）の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

- 2 法第95条第1項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して負担する同項第2号又は第3号の額は、自立支援医療費等の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助）

第45条の2 法第94条第2項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

- 2 法第95条第2項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して補助する同項第2号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助）

第45条の3 法第95条第2項の規定により、毎年度国が市町村に対して補助する同項第1号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。）の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

第5章 審査請求

(不服審査会の委員の定数の基準)

第46条 法第98条第1項に規定する不服審査会(以下「不服審査会」という。)の委員の定数に係る同条第2項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の介護給付費等に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第48条第1項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

(会議)

第47条 不服審査会は、会長が招集する。

2 不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第48条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体(以下この条において「合議体」という。)で、審査請求の事件を取り扱う。

2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。

3 合議体を構成する委員の定数は、5人を標準として都道府県が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって不服審査会の議決とする。

(市町村等に対する通知)

第49条 法第102条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第17条第2項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

(関係人に対する旅費等)

第50条 都道府県が法第103条第2項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法第207条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

第6章 雑 則

(大都市等の特例)

第51条 地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第106条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の32第1項から第3項までに定めるところによる。

2 地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第106条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第174条の49の12に定めるところによる。

(厚生労働省令への委任)

第52条 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この政令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第20条及び第21条の規定は、公布の日から施行する。

(不服審査会の委員の任期の経過措置)

第2条 平成19年3月31日以前に任命された不服審査会の委員の任期は、法第99条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(18歳未満の精神障害者の障害福祉サービスの利用の特例)

第3条 当分の間、法附則第2条の規定の適用については、同条中「児童は、」とあるのは、「児童又は第22条第2項の規定による精神保健福祉センターの意見その他の事情を勘案して障害福祉サービス(障害者のみを対象とするものに限る。)を利用することが適当であると市町村が認めた精神障害者である児童は、」とする。

(法附則第5条第1項の規定により支給決定を受けたものとみなされた者に関する読み替え)

第4条 法附則第5条第2項の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第23条	支給決定は	附則第5条第1項の規定により支給決定を受けたものとみなされた者に係る支給決定は

(法附則第5条第1項の規定により支給決定を受けたものとみなされた者に関する経過措置)

第5条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に法附則第25条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第6条の2第2項に規定する児童居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものを除く。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

2 施行日において現に旧児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童居宅介護(行動援護に該当するものに限る。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

3 施行日において現に旧児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童居宅介護(外出介護に該当するものに限る。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

4 施行日において現に旧児童福祉法第6条の2第3項に規定する児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、児童デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

5 施行日において現に旧児童福祉法第6条の2第4項に規定する児童短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

- 6 施行日において現に法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものを除く。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
 - 7 施行日において現に旧身体障害者福祉法第4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
 - 8 施行日において現に旧身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスに係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービス（以下「障害者デイサービス」という。）に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
 - 9 施行日において現に旧身体障害者福祉法第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
 - 10 施行日において現に法附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧知的障害者福祉法」という。）第4条第2項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
 - 11 施行日において現に旧知的障害者福祉法第4条第2項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
 - 12 施行日において現に旧知的障害者福祉法第4条第2項に規定する知的障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
 - 13 施行日において現に旧知的障害者福祉法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービスに係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、障害者デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
 - 14 施行日において現に旧知的障害者福祉法第4条第4項に規定する知的障害者短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
 - 15 施行日において現に旧知的障害者福祉法第4条第5項に規定する知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- （法附則第9条に規定する政令で定める日）

第6条 法附則第9条に規定する政令で定める日は、平成19年9月30日とする。

（特定旧法指定施設に関する経過措置）

第6条の2 法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設（以下この条において「特定旧法指定施設」という。）であって平成18年10月1日前に法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「平成18年10月改正前身体障害者福祉法」という。）第17条の30第1項各号のいずれか又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「平成18年10月改正前知的障害者福祉法」という。）第15条の30第1項各号のいずれかに該当するに至ったものについては、同日から法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第50条第3項において準用する同条第1項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

2 平成18年10月1日前に特定旧法指定施設に対してなされた平成18年10月改正前身体障害者福祉法第17条の28第1項又は平成18年10月改正前知的障害者福祉法第15条の28第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め（当該報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が同日以後に到来するものに限る。）は、同日から法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第48条第3項において準用する同条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出を命ずる処分又は出頭を求める処分とみなす。

3 特定旧法指定施設が、平成18年10月1日に行った次の各号に掲げる支援について、同日以後に当該各号に定める費用の請求を行った場合において、当該請求に関し不正があったときは、同日から法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第50条第3項において準用する同条第1項第5号に該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

- 一 平成18年10月改正前身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援 同項に規定する施設訓練等支援費又は平成18年10月改正前身体障害者福祉法第17条の13の4第1項に規定する特定入所者食費等給付費
- 二 平成18年10月改正前知的障害者福祉法第15条の11第1項に規定する指定施設支援 同項に規定する施設訓練等支援費又は平成18年10月改正前知的障害者福祉法第15条の14の4第1項に規定する特定入所者食費等給付費

（旧法施設支援に関する技術的読替え）

第6条の3 法附則第21条第3項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第29条第4項	前項	附則第21条第2項

（特定旧法受給者に関する技術的読替え）

第6条の4 法附則第22条第5項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第29条第4項	前項	附則第22条第4項

（福祉ホームに関する経過措置）

第6条の5 平成18年10月1日前に法附則第23条第2項の規定により福祉ホームとみなされた同項に規定する身体障害者福祉ホーム等（以下この条において「みなし福祉ホーム」という。）に対してなされた平成18年10月改正前身体障害者福祉法第39条第2項又は社会福祉法第70条の規定による報告の命令（当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。）は、法第81条第1項の規定により報告を求める処分とみなす。

2 平成18年10月1日前にみなし福祉ホームに対してなされた社会福祉法第71条の規定による事業の改善の命令（当該改善の期限が同日以後に到来するものに限る。）は、法第82条第2項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ずる処分とみなす。

3 平成18年10月1日前にみなし福祉ホームに対してなされた平成18年10月改正前身体障害者福祉法第41条第1項若しくは社会福祉法第72条第1項の規定による事業の停止の命令（当該停止の期間が同日において満了していないものに限る。）又は平成18年10月改正前身体障害者福祉法第41条第1項の規定による廃止の命令（当該廃止の期限が同日以後に到来するものに限る。）は、法第82条第2項の規定により事業の停止又は廃止を命ずる処分とみなす。

(相談支援事業に関する経過措置)

第6条の6 平成18年10月1日前に法附則第23条第3項の規定により相談支援事業とみなされた同項に規定する障害児相談支援事業等(以下この条において「みなし相談支援事業」という。)に対してなされた法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条において「平成18年10月改正前児童福祉法」という。)第34条の4、平成18年10月改正前身体障害者福祉法第39条第1項又は平成18年10月改正前知的障害者福祉法第21条の2第1項の規定による報告の命令(当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、法第81条第1項の規定により報告を求める処分とみなす。

2 平成18年10月1日前にみなし相談支援事業に対してなされた平成18年10月改正前児童福祉法第34条の5、平成18年10月改正前身体障害者福祉法第40条又は平成18年10月改正前知的障害者福祉法第21条の3の規定による事業の制限又は停止の命令(当該制限又は停止の期間が同日において満了していないものに限る。)は、法第82条第1項の規定により事業の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

(法附則第29条第1項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス)

第7条 施行日において現に旧児童福祉法第21条の25第1項の規定による行政措置(以下この条において「旧法措置」という。)を受けて旧児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものを除く。)が提供されている障害児及び障害児の保護者(以下この条において「障害児等」という。)は、施行日に、法附則第25条の規定による改正後の児童福祉法第21条の25第1項の規定による行政措置(以下この条において「新法措置」という。)を受けて居宅介護が提供されている障害児等とみなす。

2 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童居宅介護(行動援護に該当するものに限る。)が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて行動援護が提供されている障害児等とみなす。

3 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童居宅介護(外出介護に該当するものに限る。)が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている障害児等とみなす。

4 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第6条の2第3項に規定する児童デイサービスが提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて児童デイサービスが提供されている障害児等とみなす。

5 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第6条の2第4項に規定する児童短期入所が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供されている障害児等とみなす。

(法附則第32条の政令で定める日)

第7条の2 法附則第32条の政令で定める日は、平成19年9月30日とする。

(法附則第37条第1項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス)

第8条 施行日において現に旧身体障害者福祉法第18条第1項の規定による行政措置(以下この条において「旧法措置」という。)を受けて旧身体障害者福祉法第4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護(外出介護に該当するものを除く。)が提供されている身体障害者は、施行日に、法附則第34条の規定による改正後の身体障害者福祉法第18条第1項の規定による行政措置(以下この条において「新法措置」という。)を受けて居宅介護が提供されている身体障害者とみなす。

2 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護(外出介護に該当するものに限る。)が提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている身体障害者とみなす。

3 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスが提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて障害者デイサービスが提供されている身体障害者とみなす。

4 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所が提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供されている身体障害者とみなす。

(法附則第48条の政令で定める精神障害者社会復帰施設)

第8条の2 法附則第48条の政令で定める精神障害者社会復帰施設は、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホーム(厚生労働大臣が定めるものに限る。)及び同条第6項に規定する精神障害者地域生活支援センターとする。

(法附則第55条第1項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス)

第9条 施行日において現に旧知的障害者福祉法第15条の32第1項の規定による行政措置(以下この条において「旧法措置」という。)を受けて旧知的障害者福祉法第4条第2項に規定する知的障害者居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものを除く。)が提供されている知的障害者は、施行日に、法附則第51条の規定による改正後の知的障害者福祉法第15条の32第1項の規定による行政措置(以下この条において「新法措置」という。)を受けて居宅介護が提供されている知的障害者とみなす。

2 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第4条第2項に規定する知的障害者居宅介護(行動援護に該当するものに限る。)が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて行動援護が提供されている知的障害者とみなす。

3 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第4条第2項に規定する知的障害者居宅介護(外出介護に該当するものに限る。)が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている知的障害者とみなす。

4 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービスが提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて障害者デイサービスが提供されている知的障害者とみなす。

5 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第4条第4項に規定する知的障害者短期入所が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供されている知的障害者とみなす。

6 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第4条第5項に規定する知的障害者地域生活援助が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて共同生活援助が提供されている知的障害者とみなす。

(市町村審査会の委員の任期の経過措置)

第10条 平成19年3月31日以前に任命された市町村審査会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置)

第11条 施行日から平成21年3月31日までの間、第17条第1項第2号又は第3号に掲げる支給決定障害者等(障害児の保護者を除く。以下この項において同じ。)のうち、指定障害者支援施設等若しくは旧法指定施設(法附則第20条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。)に入所する者(指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者及び20歳未満の者

を除く。）、療養介護に係る支給決定を受けた者（20歳未満の者を除く。）、共同生活介護若しくは共同生活援助に係る支給決定を受けた者又は自立訓練若しくは就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）（次項において「指定障害者支援施設等入所者等」と総称する。）であって、その所有する現金及び預貯金等（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第31条第2号に規定する預貯金等をいう。次項及び附則第13条の2において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額は、第17条及び第21条の規定にかかわらず、第17条第1項第2号及び第21条第2号中「24,600円」とあるのは「零以上24,600円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第3号及び同条第3号中「15,000円」とあるのは「零以上15,000円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

- 2 平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間、第17条第1項第1号に掲げる支給決定障害者等（支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が16万円未満であるものに限る。）又は第17条第1項第2号若しくは第3号に掲げる支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等入所者等以外の者であって、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第1号中「37,200円」とあるのは「零以上37,200円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第2号中「24,600円」とあるのは「零以上24,600円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第3号中「15,000円」とあるのは「零以上15,000円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。
- 3 第17条第1項第1号に掲げる支給決定障害者等が、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（当該支給決定障害者等の配偶者を除く。）の扶養親族及び被扶養者に該当しないときは、前項の規定の適用については、支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者のみであるものとしてすることができる。
- 4 第17条第1項第1号に掲げる支給決定障害者等について第2項の規定が適用される場合における第20条第1項の規定の適用については、同項第1号及び第3号中「第17条第3項」とあるのは、「附則第11条第3項」とする。
- 5 第2項の規定が適用される場合において、当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第20条第1項第1号に掲げる額及び同項第3号に掲げる額（当該支給決定障害者等（障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合における当該施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び次項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合にあっては、当該負担上限月額と当該施設給付決定保護者に係る児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の2第1項に規定する負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、第20条第1項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。
 - 一 当該支給決定障害者等に係る第20条第1項第1号及び第3号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合にあっては、その額に障害児保護者按分率（施設給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る同項第1号に掲げる額を同号及び同項第3号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。）
 - 二 調整後利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に支給決定障害者等按分率を乗じて得た額
- 6 前項第2号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等（支給決定障害者等及びその配偶者である支給決定障害者等が第17条第3項又はこの条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの者とする。）に係る第20条第1項第1号及び第3号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の経過措置）

第11条の2 平成18年10月1日から法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第17条第1項中「第29条第4項」とあるのは、「第29条第4項（法附則第21条第3項及び第22条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

（高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等の経過措置）

第11条の3 平成18年10月1日から法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第20条第1項第1号中「第29条第3項」とあるのは、「第29条第3項又は法附則第21条第2項若しくは第22条第4項」とする。

（特定入所サービスの経過措置）

第11条の4 平成18年10月1日から法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第21条の2中「施設入所支援」とあるのは、「施設入所支援又は法附則第20条に規定する旧法施設支援」とする。

（支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例）

第12条 法第54条第1項の政令で定める基準は、第29条に規定するもののほか、平成21年3月31日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が235,000円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

（指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例）

第13条 指定自立支援医療（育成医療を除く。）に係る負担上限月額は、第35条第1項に規定するもののほか、平成21年3月31日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、20,000円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額は、第35条第1項に規定するもののほか、平成21年3月31日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 20,000円

二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が235,000円未満であって、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 40,200円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が33,000円未満であって、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 10,000円

（指定療養介護医療等に係る負担上限額の経過措置）

第13条の２ 平成18年10月１日から平成21年３月31日までの間、第42条の４第１項第２号又は第３号に掲げる支給決定障害者（20歳未満の者を除く。）であって、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの指定療養介護医療等に係る負担上限額は、同条の規定にかかわらず、同項第２号中「24,600円」とあるのは「零以上24,600円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第３号中「15,000円」とあるのは「零以上15,000円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第14条 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第６条の２第12項」を「第６条の２第３項」に改める。

第22条中「第21条の３第３項（法第21条の９第８項において準用する場合を含む。）」を「第21条の９の４第３項」に改める。

第23条中「第21条の９第５項」を「第21条の９第６項」に改める。

第23条の２中「第21条の９の２」を「第21条の９の６」に改める。

第24条及び第25条を次のように改める。

第24条及び第25条 削除

第26条第１項中「児童居宅介護の措置」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第５条第２項に規定する居宅介護、同条第４項に規定する行動援護又は同法附則第８条第１項第５号に規定する外出介護（以下この項において「居宅介護等」という。）の措置」に改め、「（法第６条の２第２項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「児童居宅介護を」を「居宅介護等を」に、「児童居宅介護の提供」を「居宅介護等の提供」に改め、同条第２項中「児童デイサービスの」を「障害者自立支援法第５条第７項に規定する児童デイサービス（以下この項において「児童デイサービス」という。）の」に改め、同条第３項中「児童短期入所の」を「障害者自立支援法第５条第８項に規定する短期入所（以下この項において「短期入所」という。）の」に、「児童短期入所を」を「短期入所を」に改める。

第39条中「第55条の２」を「第55条」に改める。

第42条第１号を次のように改める。

一 削除

第42条第２号中「第21条の９第２項第１号」を「第21条の９第２項」に、「同項第２号」を「同項」に改め、同条に次の１号を加える。

八 法第51条第２号に掲げる費用のうち法第21条の25第１項の措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第51条第２号に掲げる費用（法第21条の25第１項の措置に要する費用に限る。）の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第56条第２項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

第44条を次のように改める

第44条 法第53条の２の規定による法第50条第５号の２に掲げる費用に対する国庫の補助は、各年度において、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第56条第５項の規定による支払命令額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額について行う。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第15条 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（指定施設支援に係る負担上限額）

第13条 法第17条の10第３項に規定する当該施設支給決定身体障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる施設支給決定身体障害者（法第17条の11第５項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第４号までに掲げる者以外の者 37,200円

二 市町村民税世帯非課税者（施設支給決定身体障害者及び当該施設支給決定身体障害者同一の世帯に属する者が指定施設支援（法第17条の10第１項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定施設支援のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該施設支給決定身体障害者をいう。次号において同じ。）又は施設支給決定身体障害者及び当該施設支給決定身体障害者同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者（生活保護法第６条第２項に規定する要保護者をいう。次号及び第４号において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定身体障害者（次号及び第４号に掲げる者を除く。） 24,600円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあった月の属する年の前年（指定施設支援のあった月が１月から６月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第２項第１号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）、当該指定施設支援のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が800,000円以下である者又は施設支給決定身体障害者及び当該施設支給決定身体障害者同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定身体障害者（次号に掲げる者を除く。） 15,000円

四 施設支給決定身体障害者及び当該施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあつた月において、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定身体障害者 零

- 2 前項第2号又は第3号に掲げる施設支給決定身体障害者のうち、指定身体障害者更生施設等（法第17条の10第1項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び20歳未満の者を除く。）、指定知的障害者更生施設等（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び20歳未満の者を除く。）又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）に係る支給決定を受けた者であつて、その所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第31条第2号に規定する預貯金等をいう。第17条の4第2項において同じ。）及び郵便貯金（所得税法第9条の2第1項に規定する郵便貯金をいう。第17条の4第2項において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額、前項の規定にかかわらず、同項第2号中「24,600円」とあるのは「零以上24,600円以下の範囲内で施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第3号中「15,000円」とあるのは「零以上15,000円以下の範囲内で施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。
- 3 施設支給決定身体障害者が、当該施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属する者（当該施設支給決定身体障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第23条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、第1項第2号及び第3号の規定の適用（同項第2号及び第3号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属する者を、当該施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属するその配偶者のみであるものとすることができる。
- 4 法第17条の10第3項の政令で定めるところにより算定した額は、第1項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（第2項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める額）とする。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第1項中「(同項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。)」を削る。

第17条の次に次の5条を加える。

（高額施設訓練等支援費の対象となるサービス及び施設訓練等支援費等）

第17条の2 法第17条の13の3第1項に規定する身体障害者施設支援のうち政令で定めるものは、指定施設支援とし、同項に規定する知的障害者施設支援のうち政令で定めるものは、知的障害者福祉法第15条の11第1項に規定する指定施設支援とし、法第17条の13の3第1項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法（平成9年法律第123号）第51条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、若しくは施設サービス又は同法第61条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、（次条において「居宅サービス等」と総称する。）とする。

2 法第17条の13の3第1項に規定する施設訓練等支援費のうち政令で定めるものは、法第17条の10第1項に規定する施設訓練等支援費とし、法第17条の13の3第1項に規定する知的障害者福祉法第15条の11第1項に規定する施設訓練等支援費のうち政令で定めるものは、同項に規定する施設訓練等支援費とし、法第17条の13の3第1項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第51条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第61条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費（次条において「介護サービス費等」と総称する。）とする。

（高額施設訓練等支援費の支給要件及び支給額等）

第17条の3 法第17条の13の3に規定する高額施設訓練等支援費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額施設訓練等支援費算定基準額を超える場合に施設支給決定身体障害者（施設支給決定身体障害者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下この項において同じ。）である場合を除く。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額施設訓練等支援費算定基準額を控除して得た額に施設支給決定身体障害者按分率（施設支給決定身体障害者が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額（以下「施設支給決定身体障害者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する施設支給決定身体障害者（施設支給決定身体障害者及びその配偶者である施設支給決定身体障害者が第13条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。第3号において同じ。）が同一の月に受けた指定施設支援に係る法第17条の10第2項第1号に掲げる額の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する知的障害者福祉法第15条の12第5項に規定する施設支給決定知的障害者（施設支給決定身体障害者及びその配偶者である当該施設支給決定知的障害者が第13条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。）が同一の月に受けた同法第15条の11第1項に規定する指定施設支援に係る同条第2項第1号に掲げる額の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する施設支給決定身体障害者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に90分の100（介護保険法第50条又は第60条の規定が適用される場合にあつては、100分の100をこれらの規定に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

- 四 同一の世帯に属する支給決定障害者等（施設支給決定身体障害者及びその配偶者である支給決定障害者等が第13条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの者とする。）が同一の月に受けた障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下この号において「障害福祉サービス」という。）に係る同法第29条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに同法第30条第2項の規定により市町村が定める特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額の合計額に90分の100（同法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を同条に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等（同法第19条第1項に規定する介護給付費等をいい、同法附則第8条第1項の規定により支給する給付を含む。）の合計額を控除して得た額
- 2 施設支給決定身体障害者が、次条第2号から第4号までに掲げる者であつて、前項第3号に掲げる額が同条第2号から第4号までに定める額を超えるときは、同項第3号に掲げる額は同条第2号から第4号までに定める額とする。この場合において、施設支給決定身体障害者利用者負担合算額の合算の対象とする同項第3号に掲げる額は、同条第2号から第4号までに定める額に厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。
- 3 施設支給決定身体障害者が、第13条第1項第3号に掲げる者であつて、当該施設支給決定身体障害者が同一の月に受けたサービスに係る施設支給決定身体障害者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額が、第1項の規定により当該施設支給決定身体障害者に対して支給されるべき高額施設訓練等支援費の額を超えるときは、当該施設支給決定身体障害者に支給される高額施設訓練等支援費の額は、同項の規定にかかわらず、当該施設支給決定身体障害者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額とする。
- 4 高額施設訓練等支援費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
（高額施設訓練等支援費算定基準額）
- 第17条の4** 前条第1項の高額施設訓練等支援費算定基準額（次項において「高額施設訓練等支援費算定基準額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 第13条第1項第1号に掲げる者 37,200円
 - 二 第13条第1項第2号及び第3号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 24,600円
 - 三 第13条第1項第3号に掲げる者であつて、その属する世帯に係る利用者負担世帯合算額が24,600円未満であるもののうち、施設支給決定身体障害者利用者負担合算額が15,000円以上であるもの 15,000円
 - 四 第13条第1項第4号に掲げる者 零
- 2 前項第2号又は第3号に掲げる施設支給決定身体障害者のうち、指定身体障害者更生施設等に入所する者（指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び20歳未満の者を除く。）、指定知的障害者更生施設等に入所する者（指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び20歳未満の者を除く。）又は共同生活援助に係る支給決定を受けた者であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの高額施設訓練等支援費算定基準額は、前項の規定にかかわらず、同項第2号中「24,600円」とあるのは「零以上24,600円以下の範囲内で施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第3号中「15,000円」とあるのは「零以上15,000円以下の範囲内で施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。
（特定入所者食費等給付費の支給）
- 第17条の5** 法第17条の13の4の特定入所者食費等給付費について、市町村は、指定身体障害者更生施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況及び特定入所者（法第17条の13の4第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除した額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）を支給する。
- 2 厚生労働大臣は、食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を定めた後に、指定身体障害者更生施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。
- 3 市町村は、第1項の規定にかかわらず、特定入所者が指定身体障害者更生施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第17条の13の4第2項において準用する法第17条の11第9項の規定により特定入所者食費等給付費の支給があつたものとみなされた特定入所者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払つた場合には、特定入所者食費等給付費を支給しない。
- 4 前3項に規定するもののほか、特定入所者食費等給付費の支給及び指定身体障害者更生施設等の特定入所者食費等給付費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
（特定入所者食費等給付費の支給に関する読替え）
- 第17条の6** 法第17条の13の4第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第17条の11第7項	施設支給決定身体障害者	特定入所者（第17条の13の4第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）
第17条の11第8項	施設支給決定身体障害者	特定入所者
	当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）	当該指定身体障害者更生施設等における食事の提供及び居住に要した費用
第17条の11第9項	前項	第17条の13の4第2項において準用する前項
	施設支給決定身体障害者	特定入所者
第17条の11第10項	前条第2項第1号の市町村長が定める基準及び第17条の26に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する	身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項及び第3項の規定

	基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）	
第17条の11第11項	前項	第17条の13の4第2項において準用する前項

第18条の見出し中「身体障害者居宅介護」を「居宅介護等」に改め、同条中「身体障害者居宅介護の措置」を「障害者自立支援法第5条第2項に規定する居宅介護又は同法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置」に、「身体障害者居宅介護を」を「居宅介護等を」に、「身体障害者居宅介護の提供」を「居宅介護等の提供」に改める。

第19条の見出し中「身体障害者デイサービス」を「障害者デイサービス」に改め、同条中「身体障害者デイサービスの」を「障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービス（以下この条において「障害者デイサービス」という。）の」に、「身体障害者デイサービスを」を「障害者デイサービスを」に改める。

第20条の見出し中「身体障害者短期入所」を「短期入所」に改め、同条中「身体障害者短期入所の」を「障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所（以下この条において「短期入所」という。）の」に、「身体障害者短期入所を」を「短期入所を」に改める。

第21条から第26条までを次のように改める。

第21条から第26条まで 削除

第29条中「、居宅受給者証」及び「、更生医療」を削る。

第30条中「第37条第1項又は第37条の2第1項」を「第37条又は第37条の2」に改め、同条第3号中「第18条第3項」を「第18条第1項、第3項及び第4項」に改め、同条第4号中「(同条第1項に規定する指定施設支援をいう。)」を削り、「同項」を「同条第1項」に、「特定日常生活費」を「特定費用」に、「厚生労働大臣が定める基準によつて」を「厚生労働省令で定めるところにより」に改め、「算定した額」の下に「(同条第3項の規定が適用される場合にあつては第13条第1項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（同条第2項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する額）とし、法第17条の13の2の規定が適用される場合にあつては法第17条の10第2項第2号に掲げる額を下回る額の範囲内において市町村長が定めた額とする。)」を加え、同条第4号の次に次の1号を加える。

4の二 法第35条第2号の2に掲げる費用のうち法第17条の13の3第1項又は第17条の13の4第1項の高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支給に要する費用については、当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

第30条第5号中「第19条又は」を削り、「厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第19条第1項の規定による更生医療の給付（更生医療に要する費用の支給を含む。）に要する費用の額及び法第20条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第6号中「第1号から第3号まで」を「第1号及び第2号」に改め、「及び法第19条の5の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用」を削り、「法第36条第2号」を「同条第2号」に改める。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

第34条第1項中「第174条の28第1項から第6項まで」を「第174条の28第1項から第5項まで」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正）

第16条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第4条の2から第5条の2までを削る。

第5条の3中「市町村長」の下に「(特別区の長を含む。以下同じ。)」を加え、同条を第5条とする。

第14条第2項中「第4条の2第2項から第4項まで、第5条の3」を「第5条」に改める。

（知的障害者福祉法施行令の一部改正）

第17条 知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（指定施設支援に係る負担上限月額）

第3条 法第15条の11第3項に規定する当該施設支給決定知的障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる施設支給決定知的障害者（法第15条の12第5項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第4号までに掲げる者以外の者 37,200円

二 市町村民税世帯非課税者（施設支給決定知的障害者及び当該施設支給決定知的障害者と同じの世帯に属する者が指定施設支援（法第15条の11第1項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該施設支給決定知的障害者をいう。次号において同じ。）又は施設支給決定知的障害者及び当該施設支給決定知的障害者と同じの世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。次号及び第4号において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定知的障害者（次号及び第4号に掲げる者を除く。） 24,600円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）、当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が800,000円以下である者又は施設支給決定知的障害者及び当該施設支給決定知的障害者と同じの世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定知的障害者（次号に掲げる者を除く。） 15,000円

四 施設支給決定知的障害者及び当該施設支給決定知的障害者と同じの世帯に属する者が、指定施設支援のあつた月において、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定知的障害者 零

- 2 前項第2号又は第3号に掲げる施設支給決定知的障害者のうち、指定知的障害者更生施設等（法第15条の11第1項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び20歳未満の者を除く。）、指定身体障害者更生施設等（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び20歳未満の者を除く。）又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）に係る支給決定を受けた者であつて、その所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第31条第2号に規定する預貯金等をいう。第7条の4第2項において同じ。）及び郵便貯金（所得税法第9条の2第1項に規定する郵便貯金をいう。第7条の4第2項において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額、前項の規定にかかわらず、同項第2号中「24,600円」とあるのは「零以上24,600円以下の範囲内で施設支給決定知的障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第3号中「15,000円」とあるのは「零以上15,000円以下の範囲内で施設支給決定知的障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。
- 3 施設支給決定知的障害者が、当該施設支給決定知的障害者と同じの世帯に属する者（当該施設支給決定知的障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第23条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、第1項第2号及び第3号の規定の適用（同項第2号及び第3号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、施設支給決定知的障害者と同じの世帯に属する者を、当該施設支給決定知的障害者と同じの世帯に属するその配偶者のみであるものとすることができる。
- 4 法第15条の11第3項の政令で定めるところにより算定した額は、第1項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（第2項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める額）とする。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第1項中「(同項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。)」を削る。

第7条中「居宅受給者証及び」を削り、同条の次に次の5条を加える。

（高額施設訓練等支援費の対象となるサービス及び施設訓練等支援費等）

第7条の2 法第15条の14の3第1項に規定する知的障害者施設支援のうち政令で定めるものは、指定施設支援とし、同項に規定する身体障害者施設支援のうち政令で定めるものは、身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援とし、法第15条の14の3第1項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法（平成9年法律第123号）第51条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、若しくは施設サービス又は同法第61条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、（次条において「居宅サービス等」と総称する。）とする。

2 法第15条の14の3第1項に規定する施設訓練等支援費のうち政令で定めるものは、法第15条の11第1項に規定する施設訓練等支援費とし、法第15条の14の3第1項に規定する身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する施設訓練等支援費のうち政令で定めるものは、同項に規定する施設訓練等支援費とし、法第15条の14の3第1項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第51条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第61条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費（次条において「介護サービス費等」と総称する。）とする。

（高額施設訓練等支援費の支給要件及び支給額等）

第7条の3 法第15条の14の3に規定する高額施設訓練等支援費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額施設訓練等支援費算定基準額を超える場合に施設支給決定知的障害者（施設支給決定知的障害者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下この項において同じ。）又は施設支給決定身体障害者（身体障害者福祉法第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下この項において同じ。）である場合を除く。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額施設訓練等支援費算定基準額を控除して得た額に施設支給決定知的障害者按分率（施設支給決定知的障害者が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額（以下「施設支給決定知的障害者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する施設支給決定知的障害者（施設支給決定知的障害者及びその配偶者である施設支給決定知的障害者が第3条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。第3号において同じ。）が同一の月に受けた指定施設支援に係る法第15条の11第2項第1号に掲げる額の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する施設支給決定身体障害者（施設支給決定知的障害者及びその配偶者である施設支給決定身体障害者が第3条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。）が同一の月に受けた身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援に係る同条第2項第1号に掲げる額の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する施設支給決定知的障害者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に90分の100（介護保険法第50条又は第60条の規定が適用される場合にあつては、100分の100をこれらの規定に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

- 四 同一の世帯に属する支給決定障害者等（施設支給決定知的障害者及びその配偶者である支給決定障害者等が第3条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの者とする。）が同一の月に受けた障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下この号において「障害福祉サービス」という。）に係る同法第29条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに同法第30条第2項の規定により市町村が定める特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額の合計額に90分の100（同法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を同条に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等（同法第19条第1項に規定する介護給付費等をいい、同法附則第8条第1項の規定により支給する給付を含む。）の合計額を控除して得た額
- 2 施設支給決定知的障害者が、次条第2号から第4号までに掲げる者であつて、前項第3号に掲げる額が同条第2号から第4号までに定める額を超えるときは、同項第3号に掲げる額は同条第2号から第4号までに定める額とする。この場合において、施設支給決定知的障害者利用者負担合算額の合算の対象とする同項第3号に掲げる額は、同条第2号から第4号までに定める額に厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。
- 3 施設支給決定知的障害者が、第3条第1項第3号に掲げる者であつて、当該施設支給決定知的障害者が同一の月に受けたサービスに係る施設支給決定知的障害者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額が、第1項の規定により当該施設支給決定知的障害者に対して支給されるべき高額施設訓練等支援費の額を超えるときは、当該施設支給決定知的障害者に支給される高額施設訓練等支援費の額は、同項の規定にかかわらず、当該施設支給決定知的障害者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額とする。
- 4 高額施設訓練等支援費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
（高額施設訓練等支援費算定基準額）
- 第7条の4** 前条第1項の高額施設訓練等支援費算定基準額（次項において「高額施設訓練等支援費算定基準額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 第3条第1項第1号に掲げる者 37,200円
 - 二 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 24,600円
 - 三 第3条第1項第3号に掲げる者であつて、その属する世帯に係る利用者負担世帯合算額が24,600円未満であるもののうち、施設支給決定知的障害者利用者負担合算額が15,000円以上であるもの 15,000円
 - 四 第3条第1項第4号に掲げる者 零
- 2 前項第2号又は第3号に掲げる施設支給決定知的障害者のうち、指定知的障害者更生施設等に入所する者（指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び20歳未満の者を除く。）、指定身体障害者更生施設等に入所する者（指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び20歳未満の者を除く。）又は共同生活援助に係る支給決定を受けた者であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの高額施設訓練等支援費算定基準額は、前項の規定にかかわらず、同項第2号中「24,600円」とあるのは「零以上24,600円以下の範囲内で施設支給決定知的障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第3号中「15,000円」とあるのは「零以上15,000円以下の範囲内で施設支給決定知的障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。
（特定入所者食費等給付費の支給）
- 第7条の5** 法第15条の14の4の特定入所者食費等給付費について、市町村は、指定知的障害者更生施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況及び特定入所者（法第15条の14の4第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除した額（その額が現に食事の提供及び居住に要する費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）を支給する。
- 2 厚生労働大臣は、食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を定めた後に、指定知的障害者更生施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。
- 3 市町村は、第1項の規定にかかわらず、特定入所者が指定知的障害者更生施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第15条の14の4第2項において準用する法第15条の12第9項の規定により特定入所者食費等給付費の支給があつたものとみなされた特定入所者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払つた場合には、特定入所者食費等給付費を支給しない。
- 4 前3項に規定するもののほか、特定入所者食費等給付費の支給及び指定知的障害者更生施設等の特定入所者食費等給付費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
（特定入所者食費等給付費の支給に関する読替え）
- 第7条の6** 法第15条の14の4第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第15条の12第7項	施設支給決定知的障害者	特定入所者（第15条の14の4第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）
第15条の12第8項	施設支給決定知的障害者	特定入所者
	当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）	当該指定知的障害者更生施設等における食事の提供及び居住に要した費用
第15条の12第9項	前項	第15条の14の4第2項において準用する前項
	施設支給決定知的障害者	特定入所者
第15条の12第10項	前条第2項第1号の市町村長が定める基準及び第15条の26に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する	知的障害者福祉法施行令第7条の5第1項及び第3項の規定

	基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）	
第15条の12第11項	前項	第15条の14の4第2項において準用する前項

第8条の見出し中「知的障害者居宅介護」を「居宅介護等」に改め、同条中「知的障害者居宅介護の措置」を「障害者自立支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第4項に規定する行動援護又は同法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置」に、「知的障害者居宅介護を」を「居宅介護等を」に、「知的障害者居宅介護の提供」を「居宅介護等の提供」に改める。

第9条の見出し中「知的障害者デイサービス」を「障害者デイサービス」に改め、同条中「知的障害者デイサービスの」を「障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービス（以下この条において「障害者デイサービス」という。）の」に、「知的障害者デイサービスを」を「障害者デイサービスを」に改める。

第10条の見出し中「知的障害者短期入所」を「短期入所」に改め、同条中「知的障害者短期入所の」を「障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所（以下この条において「短期入所」という。）の」に、「知的障害者短期入所を」を「短期入所を」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「知的障害者地域生活援助」を「共同生活援助」に改める。

第12条中「第25条第1項又は第26条第1項」を「第25条又は第26条」に改め、同条第2号中「第22条第2号」を「第22条第1号の3又は第2号」に、「第16条第1項第2号」を「第15条の32第1項又は第16条第1項第2号」に改め、同条第3号中「第22条第1号の3」を「第22条第1号の2」に改め、「（同条第1項に規定する指定施設支援をいう。）」を削り、「要した費用」の下に「（同条第1項に規定する特定費用を除く。）」を加え、「厚生労働大臣が定める基準によつて」を「厚生労働省令で定めるところにより」に改め、「算定した額」の下に「（同条第3項の規定が適用される場合に於ては第3条第1項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（同条第2項の規定が適用される場合に於ては、同項に規定する額）とし、法第15条の14の2の規定が適用される場合に於ては法第15条の11第2項第2号に掲げる額を下回る額の範囲内において市町村が定めた額とする。）」を加え、同条に次の1号を加える。

四 法第22条第1号の2に掲げる費用のうち法第15条の14の3第1項又は第15条の14の4第1項の高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支給に要する費用については、当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

第13条を次のように改める。

第13条 削除

（地方自治法施行令の一部改正）

第18条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第174条の26第1項中「第6条の2第6項に規定する児童居宅生活支援事業等（以下この条において「児童居宅生活支援事業等」という。）を」第34条の3第1項に規定する障害児相談支援事業等（以下この条において「障害児相談支援事業等」という。）に改め、同条第2項中「第21条の3第1項（同法第21条の9第8項において準用する場合を含む。）を」第21条の9の4第1項に、「同法第21条の3第3項」を「同条第3項」に改め、同条第6項中「、第55条並びに第55条の2」を「並びに第55条」に改め、同条第7項及び第8項中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第174条の28第1項中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に、「第5項及び第6項」を「第4項及び第5項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、「業務」の下に「並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第22条第2項及び第3項、第26条第1項並びに第74条に規定する業務」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同項を同条第6項とする。

第174条の30の3第1項中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同条第2項中「業務」の下に「並びに障害者自立支援法第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務」を加え、同条第5項及び第6項中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改める。

第174条の31の3第2項中「第20条第6項」を「第20条第7項」に、「第21条の3第1項」を「第21条の9の4第1項」に改める。

第174条の32及び第174条の33を次のように改める。

（障害者の自立支援に関する事務）

第174条の32 地方自治法第252条の19第1項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第2章第1節、第2節第3款及び第5款並びに第3節並びに第4章並びに障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第74条第2項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、指定都市が行う同法第79条第1項第1号に規定する障害福祉サービス事業に係る同法第81条の規定による質問等及び同法第82条の規定による制限又は停止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第3項及び第4項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 指定都市の市長は、前項の規定により障害者自立支援法第73条第1項の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、同条第3項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

3 第1項の場合においては、障害者自立支援法第94条第1項（第2号を除く。）の規定は、これを適用しない。

4 第1項の場合においては、障害者自立支援法第11条第1項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第1条第2号に規定する更生医療に係る自立支援医療費の支給を除く。以下この項において同じ。）に関して」と、同条第2項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第1条第2号に規定する更生医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）に関して」と、「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第79条第2項及び第4項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第81条第1項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第

82条第1項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第2項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

- 5 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第252条の19第2項の規定により、障害者自立支援法第81条第1項の規定による障害福祉サービス事業についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第82条の規定による障害福祉サービス事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用しない。

第174条の33 削除

第174条の36の2第1項中「並びに指定都市が行う同法第50条の3第1項に規定する精神障害者居宅生活支援事業（以下この条及び第174条の49の19の2において「精神障害者居宅生活支援事業」という。）に係る同法第50条の3の3の規定による質問等及び同法第50条の3の4の規定による制限又は停止の命令」を削り、同条第2項中「指定都市は、」の下に「条例で」を加え、「）及び」を「）」を置くことができ、又は「に改め、同条第3項中「、第10条及び第11条」及び「、第10条第3項」を削り、同条第5項中「第4条の2第2項、第5条の3」を「第5条」に改め、同条第6項中「、第50条の2の5第2項、第50条の3の4第2項」及び「、同法第32条第3項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と」を削り、「同法第50条の3第1項及び第3項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第50条の3の3第1項及び第50条の3の4第1項中「精神障害者居宅生活支援事業を行う者」とあるのは「精神障害者居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第51条第3項を「同法第51条第1項」に改め、「、同条第4項第2号中「精神障害者社会適応訓練事業」とあるのは「精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会適応訓練事業」と、同項第3号中「前2項」とあるのは「第1項及び前項」と」及び「第4条の2第1項中「市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）」が申請書」とあるのは「申請書」と、同条第3項及び第4項並びに同令」を削り、同条第7項中「、同法第50条の2の5第1項」を「及び同法第50条の2の5第1項」に改め、「、同法第50条の3の3第1項の規定による精神障害者居宅生活支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第50条の3の4第1項の規定による精神障害者居宅生活支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定」を削る。

第174条の49の2第1項第10号中「第6条の2第5項に規定する児童居宅生活支援事業及び同条第10項」を「第6条の2第1項」に改め、同項第14号中「及び同条第4号から第5号の2まで」を「並びに同条第5号及び第5号の2」に改め、同条第2項中「「児童居宅生活支援事業等」とあるのは「児童居宅生活支援事業及び障害児相談支援事業」と」を「障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業（以下「障害児相談支援事業等」という。）」とあるのは「障害児相談支援事業」とに、「児童居宅生活支援事業等を」を「障害児相談支援事業等を」に、「児童居宅生活支援事業及び障害児相談支援事業」を「障害児相談支援事業」に改め、同条第3項中「、第55条並びに」を削り、「、第54条（」を「及び第54条（」に改め、「、第55条及び」を削り、「児童居宅生活支援事業等」とあるのは「同法第6条の2第5項に規定する児童居宅生活支援事業及び同条第10項に規定する障害児相談支援事業」と」を「障害児相談支援事業等」とあるのは「同法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業」と」に改める。

第174条の49の4第1項及び第2項中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同条第3項中「第174条の28第2項、第5項及び第7項」を「第174条の28第4項及び第6項」に、「同条第2項中「前項」とあり、同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

第174条の49の7第1項第2号中「及び精神障害者居宅生活支援事業」を削る。

第174条の49の8第1項及び第2項中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改める。

第174条の49の12を次のように改める。

（障害者の自立支援に関する事務）

第174条の49の12 地方自治法第252条の22第1項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第2章第1節、第2節第3款及び第5款並びに第3節並びに第4章並びに障害者自立支援法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第74条第2項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、中核市が行う同法第79条第1項に規定する障害福祉サービス事業に係る同法第81条の規定による質問等及び同法第82条の規定による制限又は停止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第3項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、障害者自立支援法第8条第1項中「自立支援給付を」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）を」と、同条第2項中「自立支援医療費」とあるのは「自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第9条第1項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第10条第1項中「、自立支援給付」とあるのは「、自立支援給付（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第11条第1項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（第19条第1項に規定する介護給付費等及び高額障害福祉サービス費（いずれも精神障害者に係るものを除く。）並びに障害者自立支援法施行令第1条第1号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この項において同じ。）」に関して」と、同条第2項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（第19条第1項に規定する介護給付費等及び高額障害福祉サービス費（いずれも精神障害者に係るものを除く。）並びに障害者自立支援法施行令第1条第1号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給に限る。）」に関して」と、「、自立支援給付対象サービス等」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第12条中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第48条第1項中「ときは、指定障害福祉サービス事業者」とあるのは「ときは、指定障害福祉サービス事業者（附則第10条第1項、第4項及び第5項並びに第11条第1項の規定により第29条第1項の指定を受けたものとみなされたこの法律の施行の日において精神障害者居宅介護等事業、精神障害者短期入所事業及び精神障害者地域生活援助事業を行っている者を除く。以下この項において同じ。）」と、同法第49条第1項中「指定障害福祉サービス事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者（附則第10条第1項、第4項及び第5項並びに第11条第1項の規定により第29条第1項の指定を受けたものとみなされたこの法律の施行の日において精神障害者居宅介護等事業、精神障害者短期入所事業及び精神障害者地域生活援助事業を行っている者を除く。）」と、同法第50条第1項各号列記以外の部分中「指定障害福祉サービス事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者（附則第10条第1項、第4項及び

第5項並びに第11条第1項の規定により第29条第1項の指定を受けたものとみなされたこの法律の施行の日において精神障害者居宅介護等事業、精神障害者短期入所事業及び精神障害者地域生活援助事業を行っている者を除く。）」と、同法第51条中「場合」とあるのは「場合（附則第10条第1項、第4項及び第5項並びに第11条第1項の規定により第29条第1項の指定を受けたものとみなされたこの法律の施行の日において精神障害者居宅介護等事業、精神障害者短期入所事業及び精神障害者地域生活援助事業を行っている者に係るものを除く。）」と、同法第54条第1項中「申請」とあるのは「申請（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同条第2項中「医療機関」とあるのは「医療機関（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第66条第1項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療を除く。）」の実施」と、「ときは、指定自立支援医療機関」とあるのは「ときは、当該自立支援医療に係る指定自立支援医療機関」と、同法第67条第1項中「自立支援医療を」とあるのは「自立支援医療（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療を除く。）」を」と、同法第73条第1項中「並びに自立支援医療費」とあるのは「並びに自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同条第3項及び第4項中「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費等（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第79条第2項及び第4項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第81条第1項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第82条第1項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第2項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第94条第1項第1号中「費用」とあるのは「費用（精神障害者に係るものに限る。）」と、障害者自立支援法施行令第33条中「支給認定障害者等」とあるのは「支給認定障害者等（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係る者を除く。）」とする。

3 第174条の32第2項及び第5項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第174条の49の12第1項」と、同条第5項中「第252条の19第2項」とあるのは「第252条の22第2項」と読み替えるものとする。

第174条の49の19の2中「、同法第50条の2の5第1項」を「及び同法第50条の2の5第1項」に改め、「、同法第50条の3の3第1項の規定による精神障害者居宅生活支援事業についての都道府県知事の報告の徴収等に関する規定及び同法第50条の3の4第1項の規定による精神障害者居宅生活支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定」を削る。

別表第2精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）の項中「第4条の2第2項から第4項まで、第5条の3」を「第5条」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第19条 関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「第3項第5号」を「第3項第4号の2若しくは第5号」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第20条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号を次のように改める。

一 統合失調症

（道路交通法施行令の一部改正）

第21条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部を次のように改正する。

第33条の2の3第1項中「精神分裂病」を「統合失調症」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）

第22条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和36年政令第286号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「同法に規定する身体障害者デイサービス事業」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者デイサービス（同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービスに限る。以下この号において同じ。）を行う事業」に、「（身体障害者デイサービス事業）を」（「障害者デイサービスを行う事業」に改める。

第2条を次のように改める。

（特定社会福祉事業）

第2条 法第2条第2項第3号に規定する政令で定める社会福祉事業は、障害者自立支援法第79条第2項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされた事業を含む。）のうち児童デイサービス、短期入所又は障害者デイサービスを行う事業とする。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第23条 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第4条第1項の規定により成立している退職手当共済契約（旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業を行うものであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（身体障害者デイサービス事業を行う部分に限る。）に係るものに限る。）は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、法に規定する障害者デイサービス（旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービスに限る。以下この項において同じ。）を行う事業を行うものであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（障害者デイサービスを行う事業を行う部分に限る。）に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第4条第1項の規定により成立している退職手当共済契約（法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第1項の規定による届出がなされた精神障害者居宅生活支援事業に係るものに限る。）は、法第79条第2項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下この条において同じ。）のうち居宅介護、行動援護、外出介護、短期入所又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

3 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第4条第1項の規定により成立している退職手当共済契約（旧児童福祉法第34条の3第1項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童短期入所事業、旧身体障害者福祉法第26条第1項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者短期入所事業又は旧知的障害者福祉法

- 第18条の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者短期入所事業に限る。)は、法第79条第2項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。
- 4 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第4条第1項の規定により成立している退職手当共済契約(旧児童福祉法第34条の3第1項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童デイサービス事業に係るものに限る。)は、法第79条第2項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち児童デイサービスを行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。
- 5 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第4条第1項の規定により成立している退職手当共済契約(旧身体障害者福祉法第26条第1項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者デイサービス事業又は旧知的障害者福祉法第18条の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者デイサービス事業に係るものに限る。)は、法第79条第2項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち障害者デイサービス事業に係る退職手当共済契約とみなす。
- (母子保健法施行令の一部改正)
- 第24条** 母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第20条第6項」を「第20条第7項」に、「第21条の3第3項」を「第21条の9の4第3項」に改める。
- (水源地域対策特別措置法施行令の一部改正)
- 第25条** 水源地域対策特別措置法施行令(昭和49年政令第27号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第11号中「第5条の2第3項」の下に「に規定する便宜」を加え、「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第3項に規定する」を「身体障害者若しくはその介護を行う者につき手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の国土交通省令で定める」に、「あわせて」を「併せて」に改める。
- (公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部改正)
- 第26条** 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和49年政令第295号)の一部を次のように改正する。
- 第7条第1項に次の1号を加える。
- 二十八 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
- (社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)
- 第27条** 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)」の下に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)」を、「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)」の下に「老人福祉法(昭和38年法律第133号)」を加え、「及び児童手当法(昭和46年法律第73号)」を「児童手当法(昭和46年法律第73号)、介護保険法(平成9年法律第123号)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」に改める。
- (社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 第28条** 社会福祉士及び介護福祉士法第3条第3号の規定は、施行日以後にした行為により前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由についてはなお従前の例による。
- (消費税法施行令の一部改正)
- 第29条** 消費税法施行令(昭和63年政令第360号)の一部を次のように改正する。
- 第14条第7号中「育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給に係る医療及び」を削り、「第21条の9の2」を「第21条の9の6」に、「並びに」を「及び」に改め、同号の次に次の1号を加える。
- 七の2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第4項(障害福祉サービス、施設入所等の措置)に規定する指定医療機関への委託措置に係る医療
- 第14条の3第5号中「、児童福祉法第6条の2第6項(児童居宅生活支援事業等)に規定する児童居宅生活支援事業等」を削り、「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第26条第1項(事業の開始等)に規定する身体障害者居宅生活支援事業等、知的障害者福祉法第18条(知的障害者居宅生活支援事業等の開始)に規定する知的障害者居宅生活支援事業等」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項(定義)に規定する障害福祉サービス事業(同項に規定する居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係るものに限る。)、同法附則第8条第2項(介護給付費等及び障害福祉サービスに関する経過措置)の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業」に改める。
- (臓器の移植に関する法律附則第11条第1項の法律を定める政令の一部改正)
- 第30条** 臓器の移植に関する法律附則第11条第1項の法律を定める政令(平成9年政令第311号)の一部を次のように改正する。
- 第55号を第56号とし、第54号の次に次の1号を加える。
- 五十五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)
- 本則に次の1号を加える。
- 五十七 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
- (精神保健福祉士法施行令の一部改正)
- 第31条** 精神保健福祉士法施行令(平成10年政令第5号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「及び社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」を「、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」に改める。
- (日本郵政公社法施行令の一部改正)
- 第32条** 日本郵政公社法施行令(平成14年政令第384号)の一部を次のように改正する。
- 第31条第1項第1号中「第21条の9第4項」を「第21条の9第5項」に改め、同項第3号を次のように改める。
- 三 削除
- 第31条第1項第43号を次のように改める。
- 四十三 削除
- 第31条第2項の表児童福祉法第21条の9第4項の項中「第21条の9第4項」を「第21条の9第5項」に改め、同表身体障害者福祉法第19条の2第1項の項を削る。
- | | | |
|-------------------|--------|--------|
| 身体障害者福祉法第19条の2第1項 | その主務大臣 | 日本郵政公社 |
|-------------------|--------|--------|

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)

第33条 独立行政法人福祉医療機構法施行令 (平成15年政令第 393 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「事業」の下に「のうち、別に厚生労働大臣が定める事業」を加え、同条第 4 号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の 3 の 2 に規定する精神障害者居宅生活支援事業を行う医療法人又は」を「障害者自立支援法 (平成17年法律第 123 号) 第36条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者 (同法第 5 条第 2 項の居宅介護、第 8 項の短期入所又は第16項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。) である」に改める。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第34条 国立大学法人法施行令 (平成15年政令第 478 号) の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項第 3 号中「第21条の 9 第 4 項」を「第21条の 9 第 5 項」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

六 削除

第22条第 1 項第50号を次のように改める。

五十 削除

第22条第 2 項の表児童福祉法第21条の 9 第 4 項の項中「第21条の 9 第 4 項」を「第21条の 9 第 5 項」に改め、同表身体障害者福祉法第19条の 2 第 1 項の項を削る。

身体障害者福祉法第19条の 2 第 1 項	その主務大臣	当該病院若しくは診療所又は薬局を開 設する国立大学法人
-----------------------	--------	--------------------------------

(独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正)

第35条 独立行政法人国立病院機構法施行令 (平成15年政令第 516 号) の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項第 1 号中「第21条の 9 第 4 項」を「第21条の 9 第 5 項」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

四 削除

第16条第 1 項第35号を次のように改める。

三十五 削除

第16条第 2 項の表児童福祉法第21条の 9 第 4 項の項中「第21条の 9 第 4 項」を「第21条の 9 第 5 項」に改め、同表身体障害者福祉法第19条の 2 第 1 項の項を削る。

身体障害者福祉法第19条の 2 第 1 項	その主務大臣	独立行政法人国立病院機構
-----------------------	--------	--------------

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部改正)

第36条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令 (平成16年政令第 310 号) の一部を次のように改正する。

第11条第 1 号中「、第49条」を「又は第49条、障害者自立支援法 (平成17年法律第 123 号) 第29条」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第37条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令 (平成17年政令第 257 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 4 条第 8 項に規定する知的障害者デイサービス事業、同条第 9 項に規定する知的障害者短期入所事業、同条第10項に規定する知的障害者地域生活援助事業又は同条第11項」を「第 4 条」に改め、同条第 2 号中「第 6 条の 2 第 8 項に規定する児童デイサービス事業、同条第 9 項に規定する児童短期入所事業、同条第10項」を「第 6 条の 2 第 1 項」に、「同条第12項」を「同条第 3 項」に、「同条第13項」を「同条第 4 項」に改め、同条第 3 号中「第 4 条の 2 第 7 項に規定する身体障害者デイサービス事業、同条第 8 項に規定する身体障害者短期入所事業、同条第 9 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に、「同条第10項」を「同条第 2 項」に改め、同条第 4 号中「若しくは同条第 6 項」を「又は同条第 6 項」に改め、「又は同法第50条の 3 の 2 第 3 項に規定する精神障害者短期入所事業若しくは同条第 4 項に規定する精神障害者地域生活援助事業の用に供する施設」を削り、同条中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

八 障害者自立支援法 (平成17年法律第 123 号) 第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービスを行う事業、同条第 8 項に規定する短期入所を行う事業、同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業又は同法附則第 8 条第 1 項第 6 号に規定する障害者デイサービスを行う事業の用に供する施設